

碧南市教育委員会 2月定例会議事日程表

令和5年2月16日（木）
午後2時～
碧南市役所4階 庁議室

1 開会の辞

2 教育長報告

3 前回会議録の承認について

4 議 案

(1) 協議事項

ア 碧南海浜水族館の設置及び管理に関する条例及び碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (資料1)

(碧南市藤井達吉現代美術館、碧南海浜水族館)

イ 碧南市立学校管理規則の一部改正について (資料2)

(学校教育課)

ウ 職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則の制定について (庶務課、碧南市藤井達吉現代美術館) (資料3)

エ 碧南市教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について (庶務課) (資料4)

オ 令和5年度学校教育の指導方針並びに学校経営の努力目標について (学校教育課) (資料5)

(2) 報告事項

ア 令和5年度策定碧南市実施計画について (資料6)

(庶務課)

イ 令和5年度教育委員会各課主要事業について (資料7)

(各課)

ウ 令和4年度3月補正予算(案)について (資料8)

(関係各課)

(3) その他

ア 各課報告

イ 第2回臨時会 令和5年3月7日(火)午後1時から
碧南市役所5階 教育委員会室

ウ 3月定例会 令和5年3月16日(木)午後2時から
碧南市役所4階 庁議室

5 閉会の辞

協議事項ア 碧南海浜水族館の設置及び管理に関する条例及び碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について（碧南市藤井達吉現代美術館、碧南海浜水族館）

1 改正の理由

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）が令和4年4月15日に公布され、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）の一部改正が令和5年4月1日から施行されるため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 引用条項の削除（第1条及び第2条関係）

博物館登録の設置主体の要件が緩和されたことに伴い、公立博物館の設置の根拠規定が削除されるため、引用条項を削除する。

(2) 引用条項の改正（第1条及び第2条関係）

博物館協議会の設置について規定している法第20条が第23条に繰り下げられるため、引用条項を改める。

3 施行年月日

令和5年4月1日

議案第 号

碧南海浜水族館の設置及び管理に関する条例及び碧南市藤井達吉現代美術館の設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例

碧南海浜水族館の設置及び管理に関する条例及び碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び
管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月21日提出

碧南市長 禰 亘 田 政 信

碧南海浜水族館の設置及び管理に関する条例及び碧南市藤井達吉現代美術館の設置
及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(碧南海浜水族館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 碧南海浜水族館の設置及び管理に関する条例（平成30年碧南市条例第28号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び」を削る。

第4条中「博物館法第20条第1項」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第
23条第1項」に改める。

(碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 碧南市藤井達吉現代美術館の設置及び管理に関する条例（平成19年碧南市条例
第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条及び」
を削る。

第4条中「法第20条第1項」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条
第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

協議事項イ 碧南市立学校管理規則の一部改正について（学校教育課）

1 改正の理由

事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例の送付について（令和 2 年 7 月 1 7 日付け 2 初初企第 1 5 号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及び文部科学省初等中等教育局財務課長通知）が発出されたことに伴い、事務職員の校務運営における職務内容等を追加するため、規則の一部を改正する。

2 改正の概要

(1) 事務職員の標準的な職務内容等に係る規定の追加（第 2 2 条の 3 及び別表関係）

事務職員の校務運営への参画の促進を図るため、標準的な職務の内容に係る規定を追加する。

(2) 字句の整理（第 1 3 条関係）

規則中の字句を適切な表現に改める。

3 施行年月日

令和 5 年 4 月 1 日

碧南市立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

碧南市教育委員会教育長 生 田 弘 幸

碧南市教育委員会規則第 号

碧南市立学校管理規則の一部を改正する規則

碧南市立学校管理規則（平成 4 年碧南市教育委員会規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 4 項第 1 号中「教職員」を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 3 3 年法律第 1 1 6 号）第 2 条第 3 項に規定する教職員（以下「教職員」という。）」に改める。

第 2 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（事務職員の標準的な職務内容等）

第 2 2 条の 3 教育委員会は、事務職員の校務運営への参画の促進を図るため、標準的な職務の内容及びその例を別表第 1 のとおり定める。

2 教育委員会は、事務職員が他の教職員との適切な業務の連携及び分担の下、その専門性を生かして、積極的に参画する職務の内容及びその例を別表第 2 のとおり定める。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務職員の校務運営への参画の促進を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1 (第 22 条の 3 関係)

区分	職務の内容	職務の内容例
総務	就学支援に関する事	就学援助及び就学奨励に関する事務
	証明に関する事	身分、学割、通学証明書等の発行に関する事務
	調査及び統計に関する事	各種調査、統計等に関する事務
	文書管理に関する事	文書の收受、発送、保存及び廃棄に関する事務
		法規及び諸規定の整理に関する事務
	教科書に関する事	教科書給与に関する事務
	任免及び服務に関する事	教職員の任免及び服務に関する事務
	勤怠の管理に関する事	教職員の勤怠に係る諸帳簿の整理、保管等に関する事務
	給与及び旅費に関する事	教職員の給与及び諸手当の認定並びに旅費に関する事務
福利厚生に関する事	教職員の福利厚生及び公務災害に関する事務	
財務	予算及び経理に関する事	予算委員会の運営に関する事務
		予算の編成及び執行に関する事務
		契約及び決算に関する事務
		学校徴収金に関する事務
		補助金及び委託料に関する事務
管財	教具、物品及び備品に関する事	教具（ICTに関するものを含む。）、備品及び消耗品の整備、維持及び管理に関する事務
	施設及び設備に関する事	校舎、校地、防災器具等の整備、維持及び管理に関する事務
事務全般	事務全般に関する事	学校事務の統括、企画及び運営に関する事務
		共同学校事務室の運営及び人材育成に関する事務

別表第 2 (第 22 条の 3 関係)

区分	職務の内容	職務の内容例
校務運営	学校の組織運営に関する こと	企画委員会への参画
		各種会議、委員会等への参画又は運営
		学校経営方針の策定への参画
		業務改善の推進
	教育活動に関すること	カリキュラム・マネジメント（各学校が教育課程の編成、実施、評価及び改善を組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質を高めることをいう。）の推進に必要な人的又は物的資源等の調整、調達等
		教育活動における I C T の活用支援
		学校行事等の準備又は運営への参画
	学校評価に関すること	自己評価、学校関係者評価等の企画、集計、結果分析等
	保護者、地域住民、関係 機関等との連携及び協力 の推進に関すること	学校施設の地域開放に関する事務
		保護者、専門スタッフ、関係機関等との連絡調整
	危機管理に関すること	法令遵守（コンプライアンス）の推進
		学校安全計画、学校防災計画その他の各種計画の策定への参画
		学校危機管理マニュアルの作成又は改定への参画
		安全点検の実施
	情報管理に関すること	情報公開及び情報の活用
広報の管理及び作成（学校だより、学校ホームページ等）		
個人情報保護に関する事務等		

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項ウ 職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則の制定について（庶務課、碧南市藤井達吉現代美術館）

1 制定の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和3年6月11日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、定年年齢の引上げについて必要な措置を講ずるため、関係規則を整備する規則を制定する。

2 制定の概要

(1) 一部改正する規則

ア 碧南市教育委員会事務局等处務規則（平成4年碧南市教育委員会規則第9号。第1条関係）

イ 碧南市藤井達吉現代美術館の管理に関する規則（平成20年碧南市教育委員会規則第7号。第2条関係）

(2) 改正内容

役職定年に伴う補職の追加（第1条及び第2条関係）

定年年齢引上げによる役職定年制の導入に伴い、係長級の職に調査官及び専門員を追加する。

3 施行年月日

令和5年4月1日

職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

碧南市教育委員会教育長 生 田 弘 幸

碧南市教育委員会規則第 号

職員の定年引上げ等に伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則

(碧南市教育委員会事務局等処務規則の一部改正)

第 1 条 碧南市教育委員会事務局等処務規則（平成 4 年碧南市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「担当係長」の次に「、調査官、専門員」を加える。

第 8 条第 5 号中「担当係長 上司の」を「担当係長、調査官及び専門員 上司の」に改める。

第 1 4 条第 1 項の表課長補佐又は係長の項職の欄中「主任学芸員」を「主任学芸員 調査官 学芸員」に改める。

(碧南市藤井達吉現代美術館の管理に関する規則の一部改正)

第 2 条 碧南市藤井達吉現代美術館の管理に関する規則（平成 2 0 年碧南市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 6 項中「担当係長」の次に「、調査官及び専門員」を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項エ 碧南市教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について（庶務課）

1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正が令和5年4月1日から施行され、碧南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年碧南市条例第 号。以下「条例」という。）等が同日から施行されることに伴い、規則中の引用条項を改めるため、規則の一部を改正する。

2 改正の概要

引用条項の改正（第1条及び第2条関係）

条例及び碧南市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年碧南市規則第号）の制定に伴い、引用条項を改める。

3 施行年月日

令和5年4月1日

資料 4

碧南市教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 月 日

碧南市教育委員会教育長 生 田 弘 幸

碧南市教育委員会規則第 号

碧南市教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
碧南市教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 13 年碧南市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「碧南市個人情報保護条例（平成 12 年碧南市条例第 29 条）第 40 条」を「碧南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年碧南市条例第 号）第 11 条」に改める。

第 2 条中「碧南市個人情報保護条例」を「碧南市個人情報の保護に関する法律施行条例」に、「市長の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 13 年碧南市規則第 2 号）」を「碧南市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和 5 年碧南市規則第 号）」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

協議事項オ 令和5年度学校教育の指導方針並びに学校経営の努力目標について（学校教育課）

第6次碧南市総合計画の基本計画を核に、「生きる力」の育成を図る。生きる力を育てることを「思いやりと向上心があり、社会に役立つ人間の育成である」ととらえ、学校教育の指導方針や指導の重点を、下記のように定めた。

学校は本教育委員会の努力目標を踏まえ、学校の実態（校風や児童生徒、地域等）に即した創意ある具体的な計画を立て、教職員が校長の指導の下、一致協力してその推進に努めるよう期待する。

記

児童生徒への指導方針

「自ら高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、たような人々の存在を尊重する豊かな人間性と「知・特・体」にわたる生きる力を育む教育を進めます。

小中学校経営の努力目標

1 心の教育の充実

- (1) 教育活動全体を通じて道徳的な心情、特に「他者への思いやり」や「自尊感情の育成」を図る。
- (2) 特別の教科 道徳の時間を大切にし、よい資料を準備することによって、児童生徒がよく考え、心を動かすような授業を工夫する。
- (3) 自然体験や福祉体験、職場体験などの体験活動を充実させ、主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、社会性やコミュニケーション力の育成を図る。特に、キャリア教育での社会人として必要な能力や態度を身に付ける教育の推進を目指す。
- (4) 学校いじめ防止基本方針の取組についての検証と見直しを図る。いじめ、不登校、暴力行為などについて定期的な実態把握を行い、教職員が共通理解を図って、問題の早期発見とその対応に努める。また、人権教育を通してお互いを大切にする心を育てる。スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制を充実させる。生徒指導の三機能（自己存在感・自己決定・共感的人間関係）を活かす。
- (5) 特別活動などで児童生徒が意欲的に活動できる場を計画し、その活動のなかで児童生徒の個性が活かされ、一人一人が自己存在感をもつことができるようにする。
- (6) 心を育て、学びを支える魅力的な学校図書館づくりを推進し、学校図書館を積極的かつ効果的に利用できる児童生徒を育成する。

2 学習指導の充実

- (1) 温かい学級の雰囲気の中で、共感的な学び合いを通して、学ぶ意欲を育てる。
- (2) 指導方法や指導体制の工夫改善など、個に応じた指導の充実を図る。
- (3) 言語活動を充実させ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、

資料 5

これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的、対話的に学習に取り組む態度を養う。

- (4) 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、主体的に学習に取り組む態度を養う。また、市史資料調査室収蔵の民俗資料や碧南市史料別巻「碧南出身の偉人」などを活用した郷土学習を行い、郷土の歴史や偉人について理解を深め、郷土に対する誇りや愛着を育む。
- (5) 生涯学習の基礎を培う観点から、生きる力を育成する指導と評価の工夫に努めるとともに、持続可能な開発のための教育（E S D）等に積極的に取り組む。
- (6) G I G Aスクール構想に伴う一人一台端末の導入、新しい学びであるプログラミング教育をはじめ、主体的・対話的で深い学びを実現するためにI C T機器活用を積極的に進め、学習効果の向上を図るとともに、児童生徒の情報活用能力を育成する。
- (7) 特別な支援が必要な児童生徒の指導目標を教職員が共通理解し、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するとともに、学校全体の中で個に応じた指導を展開する。
- (8) 小学校英語教育では、小学校英語専科教員の全校配置や小中学校でのA L Tの活用により、言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。
- (9) 日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程を編成し、個別の指導計画により指導の充実を図る。
- (10) 合理的な配慮を必要とする児童、生徒及び幼児の適正な就学、就園または入級を図るため、碧南市教育支援委員会を置き、個々の心身障害児に適した指導、助言を行う。また、校内支援委員会を設置し、子どもの実態を十分に把握した上で、児童生徒の教育支援に係る指導、助言を行う。
- (11) 道徳教育の充実をはかり、心の育成を図る。

3 体力づくり、健康で安全な教育の推進

- (1) 運動に親しむ機会を多くし、健康の保持増進と児童生徒の体力向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を育成する。
- (2) 校内の安全確保に努めるとともに、児童生徒自身が学校内外で安全な生活に関心をもち、実際に行動できる態度や能力を高める。
- (3) 給食の時間、家庭科、保健体育、学級活動、総合的な学習の時間などの取組を充実させ、食育を推進する。特に、朝食欠食率を、令和5年度も引き続き、小学生0%、中学生は3%以下になるよう努める。
- (4) 部活動の計画については、運営方針、活動計画の概要を（大会、休養日、地域移行等）を明確にして運営する。
- (5) 感染症対策を徹底し、心身の健康保持増進に努める。

4 教職員の資質・指導力向上の推進

- (1) 教職員の資質の向上を図るための研修を企画し、教育者としての人間性を高める。

- (2) 指定研究校を指定し研究発表会を実施することにより、各学校における教育活動の充実を図る。また、各校の研究テーマに基づいた研究を推進することで、教職員の指導力の向上を図る。
- (3) 教員研修指導員による少経験教員を中心とした授業研修を企画し、教職員の授業力・指導力の向上を図る。
- (4) 働き方改革を踏まえ、組織的な学校運営、事務作業の省力化、会議の精選と運営の改善等を推進する。

5 家庭や地域に信頼される学校づくりの推進

- (1) 教育は人なり。教職員はその使命と責任を自覚し、常に研修に努めて、指導力を磨き、社会から信頼されるように努力する。
- (2) 教職員は、地域の活動に自主的、積極的に参加し、地域の中で生活していることを実感するとともに、地域を理解するように努める。
- (3) 児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、魅力ある学校づくり事業の推進を図る。
- (4) 学校は保護者や地域の意見を学校運営に反映させ、開かれた学校づくりを進める。そのために学校評価の効果的な活用を図る。
- (5) 登下校中や校内における児童生徒の安全確保と安全教育に努める。家庭や地域、警察などの関係機関との連携を図る。
- (6) 学校メール等を活用し情報提供を行う。

園経営の努力目標園経営の努力目標

- 1 幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、考える力や主体的な生活態度等の「生きる力」の基礎を育成するよう努める。
- 2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の編成をし、その時期にふさわしい経験や活動の積み重ねができるように、生活や遊びの充実を図る。
- 3 特別な配慮を必要とする幼児には、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し活用することに努めるとともに、園全体で個に応じた援助を展開する。
- 4 他の人のことも思いやれるような社会的共感力の基礎を育むように努める。
- 5 身近な動植物に接する場や機会を生かし、生命の尊さに気づいたり、いたわったりする気持ちを育むように努める。
- 6 学校教育との学びの連続性を見通し、保育を可視化・言語化して小学校との連携を図り、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に努める。
- 7 教職員の資質向上を図るための研修を計画的、組織的に実施し、幼児教育者としての人間性・専門性を高めるように努める。
- 8 教育活動の質の向上に向け、幼児理解に基づいた評価を実施し、指導や環境のあり方を見直し改善を図る。
- 9 家庭や地域の意見を園経営に反映させ、連携をよくして、地域の自然、人、公共施設などを積極的に教育活動に取り入れ、豊かな生活体験が得られるように努める。
- 10 感染予防については、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、幼児が感染予防の必要性を理解できるように努める。

報告事項ア 令和5年度策定碧南市実施計画について（庶務課）

別添資料1のとおり

報告事項イ 令和5年度教育委員会各課主要事業について（各課）

教育委員会予算一覧表 [当初予算]

[単位：千円]

科 目	予算事項別明細	R3当初	R4当初	R5当初	伸び率	備 考
教育費		3,674,454	4,123,319	3,996,216	-3.1%	
	1 教育総務費	402,641	384,740	388,055	0.9%	
	2 小学校費	439,880	423,665	523,922	23.7%	
	3 中学校費	329,178	269,726	263,387	-2.4%	
	4 幼稚園費	306,574	307,855	320,082	4.0%	
	5 社会教育費	1,080,313	1,624,195	1,180,219	-27.3%	
	6 保健体育費	1,115,868	1,113,138	1,320,551	18.6%	
(備 考)	一般会計歳出合計	32,475,550	33,506,803	33,487,031	-0.1%	

※事業の詳細は、別添資料2のとおり

資料 8

報告事項ウ 令和4年度3月補正予算(案)について(関係各課)

歳入
(庶務課)

単位:千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
17款1項3目	教育費寄附金	1	1,000	1,001	寄附を受領したことによる増
	計	1	1,000	1,001	

(生涯学習課)

単位:千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
18款1項1目	文化振興基金繰入金	90,000	-2,034	87,966	美術館収蔵庫等増設・改修事業の起債額変更に伴う減額
	計	90,000	-2,034	87,966	

歳出
(庶務課)

単位:千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款1項2目	まなびさぽーと資金支給事業	1,396	-352	1,044	事業費確定による減
10款1項2目	まなびさぽーと基金積立事業	4	1,000	1,004	基金に積み立てるための増
10款2項1目	小学校施設長寿命化事業	83,000	-9,206	73,794	事業費確定による減
10款2項2目	図書室OA化事業	778	-308	470	事業費確定による減
10款2項2目	小学校要保護準要保護児童援助事業	29,655	-3,200	26,455	事業費見込みによる減
10款2項2目	小学校特別支援教育就学奨励事業	3,589	-400	3,189	事業費見込みによる減
10款3項1目	中学校管理費臨時事業(庶務課分)	23,750	-6,044	17,706	事業費確定による減
10款3項2目	中学校要保護準要保護生徒援助事業	27,962	-5,000	22,962	事業費見込みによる減
10款3項2目	中学校特別支援教育就学奨励事業	2,149	-900	1,249	事業費見込みによる減

資料 8

	計	172,283	-24,410	147,873	
--	---	---------	---------	---------	--

(学校教育課)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款1項3目	小学校みどりの学校実施事業	8,218	-2,108	6,110	新型コロナウイルス感染症予防のため、2泊3日の事業を1泊2日で実施することになり、費用が不要となったため
10款1項3目	新型コロナウイルス対応修学旅行支援事業	6,764	-6,764	0	新型コロナウイルス感染症予防のため、バス増便の経費を見込んでいたが、本事業を使用せずに修学旅行を予定どおり実施できたため、費用が不要となった。
	計	14,982	-8,872	6,110	

(生涯学習課)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款5項7目	中部分館屋根防水改修工事	28,700	-11,856	16,844	事業費の確定による減額
10款5項7目	市民図書館費臨時事業	1,225	-592	633	社会情勢により、修理部品の調達が困難な状況が生じたことに伴う減額
	計	29,925	-12,448	17,477	

(碧南市藤井達吉現代美術館)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款5項11目	美術館収蔵庫等増設・改修事業	568,706	-18,000	550,706	事業費見込により減額する。
	計	568,706	-18,000	550,706	

(碧南海浜水族館)

単位：千円

款項目	名称	補正前額	要求額	補正後額	補正理由
10款5項10目	水族館費臨時事業	80,909	-15,000	65,909	施工方法および施工範囲の変更のため
	計	80,909	-15,000	65,909	